

議事日程(第3号)

平成30年6月20日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第27号 平成30年度国富町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第2 議案第28号 平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第29号 国富町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第30号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第31号 国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第32号 国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第33号 工事請負契約〔平成30年度国富町公共下水道事業前処理施設建設工事〕の締結について
- 日程第8 議案第34号 町道の認定について
- 日程第9 発議第1号 介護保険での「生活援助利用の上限設定」の中止・撤回を求める意見書
- 日程第10 議員派遣の件について
- 日程第11 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第12 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第27号 平成30年度国富町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第2 議案第28号 平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第29号 国富町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第30号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第5 議案第31号 国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第32号 国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第33号 工事請負契約〔平成30年度国富町公共下水道事業前処理施設建設工
事〕の締結について
- 日程第8 議案第34号 町道の認定について
- 日程第9 発議第1号 介護保険での「生活援助利用の上限設定」の中止・撤回を求める意見
書
- 日程第10 議員派遣の件について
- 日程第11 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第12 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員（13名）

1番 橋詰賀代子君	2番 山内 千秋君
3番 武田 幹夫君	4番 緒方 良美君
5番 近藤 智子君	6番 宮田 孝夫君
7番 飯干 富生君	8番 津江 一秀君
9番 河野 憲次君	10番 福元 義輝君
11番 横山 逸男君	12番 渡辺 静男君
13番 水元 正満君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 児玉 和弘君 主幹兼議事調査係長 垣内 圭君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中別府尚文君 副町長 …………… 中山 隆君
 教育長 …………… 豊田 暎光君 総務課長 …………… 横山 秀樹君

企画政策課長	……………	瀬尾 孝徳君	財政課長	……………	横山 幸寿君
税務課長	……………	斉藤 義見君	町民生活課長	……………	渡辺 勝広君
福祉課長	……………	重山 康浩君	保健介護課長	……………	坂本 浩二君
農林振興課長	……………	中山 秀雄君	農地整備課長	……………	長嶺 善行君
都市建設課長	……………	武田 孝章君	上下水道課長	……………	大南 一男君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	細田 光広君
教育総務課長	……………	大矢 雄二君	社会教育課長	……………	松岡 徳君
学校給食共同調理場所長	……………			……………	中島 達晃君
監査委員	……………	山口 孝君			

午前9時29分開議

○議長（水元 正満君） おはようございます。本日は議会最終日でございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第27号

○議長（水元 正満君） 日程第1、議案第27号「平成30年度国富町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号「平成30年度国富町一般会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第27号「平成30年度国富町一般会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第28号

○議長（水元 正満君） 日程第2、議案第28号「平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号「平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第28号「平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第29号

○議長（水元 正満君） 日程第3、議案第29号「国富町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を許します。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 一言お尋ねをいたします。

第23条の3項で、公人とみなしてこの節第48条第10項から12項までを除くという文言がありますが、この内容、意味はどんなふうな内容なのか。

そして、これは現行の条例の中にあるのかどうかです。ちょっとその辺の整合性がわからないもんだから、それをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤 義見君） それでは、この23条の3の48条の関係、これにつきましては除くということになっていますけれども、この除くの意味が、人格のない団体ということで、団体として組織を備えているとか、それから多数決によって物事を決定している団体、それから構成員が変更しても団体そのものは存続するというような団体、例えばPTAとか町内会、それから何とか協議会というのがありますけど、そういうものも除くということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） それは、現行の例規集の中にあるのを除くという意味ですか。法令の中、いわゆるそこら辺がちょっと例規集の中にはないわけです、こういう文言が。だから何を除くのか、法令の321条の中で除くというのがあるのか、ちょっとそこら辺の意味が納得できなかったもんだからお聞きしているわけです。

例規集に、私が見落としかどうかはわかりませんが、7項までしかないんです、例規集の中には48条は。10項から12項と書いてあるから、どこのあれを除くのかなということを感じたからお尋ねをしておるわけです。

○議長（水元 正満君） 税務課長。

○税務課長（斉藤 義見君） これにつきましては条例じゃなくて地方税法の改正になりますので、この条例には載っていませんので、地方税法の改正ということでございます。

以上です。

○議長（水元 正満君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） そういうことであれば、地方税法の三百二十何条の4条ということを書くべきではないかという感じがしておるわけです。なかなかそこら辺の理解に苦しんだから、本来なら、地方税法の321条か2条かだったと思うんですが、その中のこの語句を除くというふうに明記していただければ親切心が伝わるなと思っております。

以上です。

○議長（水元 正満君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号「国富町税条例等の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第29号「国富町税条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第30号

○議長（水元 正満君） 日程第4、議案第30号「災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号「災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第30号「災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第31号

○議長（水元 正満君） 日程第5、議案第31号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者ということに書いてありますけれども、以前は保育の免許とか、小学校とか中学校とか、いろいろ区分してありましたよね。それが今度、教育職員免許法となると、いわゆる保育の免許をとった人は、学校教育法では厚生労働省が認めた免許であって、学校教育で認めた免許ではないから、保育の免許を持っている人は該当せんというふうになるのかなというに懸念もあったから、そこら辺の内容をちょっと説明してみてください。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。重山福祉課長。

○福祉課長（重山 康浩君） ただいまの御質問ですが、今までの教諭、保育士の資格等は従来どおりでありまして、今回改正する内容は、現行では教諭となる資格を有する者ということになっておりますけど、今回の改正では教員免許を取得したことのある者が、その後に教員免許の更新をしなくても、また、あるいは免許状の有効期間を経過している者であっても、基礎資格者として対象にするということでございます。

以上、お答えします。

○議長（水元 正満君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） そのほかにも一言お尋ねをいたします。

今、地震とか災害等によって、子供が災害に遭ったり、悲惨な事故が発生しております。放課後児童健全育成事業の中に、非常災害対策の訓練の実施をやったりやらなきゃいかんと、少なくとも年に2回以上はやらなければならないというのが明記してありますけど、そういった訓練なんかはこの制度の中でやっておられるんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（水元 正満君） 福祉課長。

○福祉課長（重山 康浩君） お答えします。

ただいまの避難訓練関係ですが、これは各児童館、子どもセンターにおいて、年2回以上実施しております。また、本庄西部出張所からも応援をいただきながら実施しております。

以上、お答えします。

○議長（水元 正満君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第31号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第32号

○議長（水元 正満君） 日程第6、議案第32号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第32号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第33号

○議長（水元 正満君） 日程第7、議案第33号「工事請負契約〔平成30年度国富町公共下水道事業前処理施設建設工事〕の締結について」を議題といたします。

これから質疑を許します。飯干議員。

○議員（7番 飯干 富生君） ちょっとお伺いします。

まずは、この入札に関しまして、指名競争入札という説明があつたかと思いますが、特殊な工事ということでございまして、ここにある落札者それから辞退者と、2社しかございませんが、基本的な選定の仕方についてと、それからこの辞退した会社の辞退に至った経緯と伺いますか、どの時点で辞退したのがちょっと重要なことだと思うんです。設計書を受け取ってからの辞退なのか、あるいは当初からの辞退となれば、結局は応札が1社しかなかったということになるわけでございます。

その辺について、もうちょっと枠が広がって競争ができなかったのか。なぜかといいますと、落札率が非常に高いという気がいたします。予定価格、約900万円程度の差しかございません。昨今ですと、頑張ってもらえば10%以上低価格でもしてもらって、その分、施設の充実が図れるということも考えられますので、その点について伺います。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。大南上下水道課長。

○上下水道課長（大南 一男君） まず、この公募についての御説明をさせていただきます。

まず、平成29年度に委託業者と契約いたしまして、この入札の準備をしましてまいりました。まず昨年9月1日に公募を実施しております。こういう工事に際しては、公募で発注することが一般的になっております。図面で発注するのではなくて、性能発注という方式になっております。

仕様書をまず委託業者がつくりまして、それを発注するための公募を実施しております。昨年の9月1日に公募を実施しまして、ホームページにより公募しました。公募の締め切りを9月15日としまして、3社の参加表明がございました。3社の表明がございまして、その中で、その3社に対して見積仕様書を送付しまして、その見積仕様書に対して、また見積設計書を業者か

らいただくという経緯になっております。その中で、11月8日には1社が辞退いたしまして、結局2社が見積もりを提出するということになりました。

2社の見積もりを審査いたしまして、審査しました結果、2社とも適当であるということになりましたので、2社の指名競争入札になっております。

発注の準備としては、上下水道課の所管するところは以上でございます。

○議長（水元 正満君） 横山財政課長。

○財政課長（横山 幸寿君） 入札の1社の辞退がいつの時点だったかということであります。

5月29日に入札、定時9時半だったんですけども、全社そろわれたのが多少早かったということもあって、了解を得た上で、10分ほど前に入札を開会いたしました。その5分ほど前に、三井E&S環境エンジニアリング株式会社から、どうしてもこの価格では競争は厳しいとの理由で、口頭でしたけれども、辞退をされました。

そういう経緯でありますので、この落札された九電工については、その入札会場の中で、入札時点で知られたというような状況であります。そういう意味では、競争性は保たれているのではないかと考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 飯干議員。

○議員（7番 飯干 富生君） 内容について、よくわかりました。

それからもう1点、説明資料の中に、断面図をちょっと見て少し気になりましたので確認です。50ページですかね、後ろから3枚目ですか、断面図がございまして、地下ポンプ室ということで、非常に地下深度が深い、5m500という深度で、その横が受入槽ですね、浄化槽の。そして、このポンプ室の脇に、いわゆる湧水ピットといいますか配水ポンプが設定してありますが、この全体の部分で、壁でもありますし、大雨被害とかのときのいわゆるメンテナンスでの対策として、この地盤のGLそのものの高さ、今の現状の部分として同じレベルでされているのかなと、これは生し尿ですから、非常に、もし出れば大変なことになるという懸念があります。

その点で、いわゆる浸水対策については、この後の実施の段階でも十分改善できると思うんです。そういった点で、この湧水ピット、もし進入した場合の排水機能とかそういったものについては、この後の部分で修正協議とかはできるような仕組みでされるのか、非常に気になりますので、その点だけ教えてください。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大南 一男君） お答えいたします。

性能発注方式でしておりますので、もちろん協議をして、異議がございましたら訂正できるということになっておりますので、御質問にありましたとおり、そういう訂正等はできるというふ

うに考えております。

以上でございます。

○議長（水元 正満君） よろしいですか。ほかにございませんか。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 前処理事業については、本当に敏速に、こうして早く設置していただいたということは、執行者の皆さんの大変な努力があったなと思っておるところであります。

入札結果の内容等、ちょっと違いますから、答えられないとおっしゃられれば、それでもいいわけですが、この7億2,200万円のうちの国県の補助、金額、こういうのを教えていただければ、ちょっと聞かせてみてください。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大南 一男君） お答えいたします。

この事業は国土交通省の地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業で実施しておりますので、補助率は50%でございます。

以上です。

○議長（水元 正満君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 県の補助はないんですか。国だけですか。

○議長（水元 正満君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大南 一男君） 国のみでございます。

○議員（10番 福元 義輝君） 了解。

○議長（水元 正満君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） では、質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号「工事請負契約〔平成30年度国富町公共下水道事業前処理施設建設工事〕の締結について」の採択を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第33号「工事請負契約〔平成30年度国富町公共下水道事業前処理施設建設工事〕の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第34号

○議長（水元 正満君） 日程第8、議案第34号「町道の認定について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号「町道の認定について」の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第34号「町道の認定について」は原案のとおり可決されました。

日程第9. 発議第1号

○議長（水元 正満君） 日程第9、発議第1号「介護保険での「生活援助利用の上限設定」の中止・撤回を求める意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務厚生常任委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） ただいま議題となりました発議第1号「介護保険での「生活援助利用の上限設定」の中止・撤回を求める意見書」について御説明をいたします。

本案につきましては、本定例会の総務厚生常任委員会におきまして慎重に検討しました結果、全会一致で意見書の提出を決定した次第であります。

本意見書の要旨は、介護保険の生活援助サービスについて、国が示す基準以上に利用する場合、ケアマネージャーにケアプランの届け出を義務づけるということから、生活援助サービスの利用規制、制限が拡大される懸念が生じ、保険料を支払い、その対価を得られるはずの住民に対し、介護保険サービスの受給権が侵害される事態となるというものであります。

生活援助は、在宅生活を続けていく上で、なくてはならない命綱であり、今回の内容導入は在宅重視の介護保険制度の理念にも逆行するとの観点から、別紙のとおり意見書を提出するというものであります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

[別紙]

発議第1号

介護保険での「生活援助利用の上限設定」の中止・撤回を求める意見書

政府は10月から、ホームヘルパーが高齢者を訪問し、調理や掃除を行う介護保険の生活援助サービスについて、厚生労働省が定めた基準以上に利用する場合、ケアマネジャーに市町村への届け出を義務付けようとしている。国民の中には、このことによって「サービスの利用が制限されるのではないか」との不安の声が広がっている。実際に、全国で約2万4000人が対象になる見込みである。

昨年11月、厚生労働省が公表した生活援助を月に90回以上利用している48事例の自治体調査が実施され、これらの事例のうち8割が認知症で、7割が独居生活であった。この調査で、買い物、3食の調理、配膳・下膳、服薬確認、掃除、洗濯など、生活援助のサービスが在宅生活を支えていることがはっきり示された。ケアマネジャーは適正なケアプランを立てており、調査した自治体は、96%の事例を「適切またはやむを得ない」と判断した。そして、「不適切」と判断されたのは、2事例のみだったことが明らかとなった。

今回のケアプラン届け出義務付けは、「できるだけ生活援助を使わせないで」というメッセージとして介護現場で受け取られかねない。ケアマネジャーに届け出を義務付ければ、自主規制が広がり、利用制限になることが予想される。

住民は、介護保険料を払い、その対価を得られるのが介護保険の仕組みなのに、サービスを使わせなくするのは、さらに受給権を侵害するものと判断せざるを得ない。

また、生活援助は、老老介護や独居高齢者の暮らしを支える『命綱』であり、サービスが削られることで、介護費用がより高い施設に入らざるを得なくなれば、本末転倒である。そして、在宅重視の介護保険制度の理念にも逆行するばかりか、地域での暮らしや『介護離職ゼロ』をうたう政府の方針にも逆行する。

よって、介護保険での「生活援助利用の上限設定」を中止・撤回することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月20日

宮崎県東諸県郡国富町議会議長 水元正満

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	加藤勝信様

○議長（水元 正満君） これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号「介護保険での「生活援助利用の上限設定」の中止・撤回を求める意見書」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがって、発議第1号「介護保険での「生活援助利用の上限設定」の中止・撤回を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議員派遣の件について

○議長（水元 正満君） 日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については国富町議会会議規則第124条の規定により別紙のとおり派遣したいと思います。なお、計画の一部変更などについては議長に委任を願いたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第11. 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（水元 正満君） 日程第11、総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり委員長から

申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、交通安全対策、防犯対策、地方バス及びコミュニティバス路線維持対策、地方創生と人口減少対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保険事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等所管事務に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員長の申し出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。

日程第 12. 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（水元 正満君） 日程第 12、文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第 71 条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）対策、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ整備促進及び上下水道事業等所管事務に関する事項については閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。したがって、文教産業常任委員会委員長の申し出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。

日程第 13. 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（水元 正満君） 日程第 13、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第 71 条の規定によりまして、お手元に配付をいたしました申出書のとおり委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化、議員報酬・議会基本条例等に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長の申し

出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。

○議長（水元 正満君） それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
よって、平成30年国富町議会第2回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 6月20日

議 長 水元 正満

署名議員 宮田 孝夫

署名議員 横山 逸男